

令和3年12月28日

医療従事者の新型コロナワクチン追加接種(3回目)について

- ◎1・2回目の接種にあたり、医療従事者は優先接種として薬局等の所在市町村で接種を受けていただきました。
- ◎追加接種(3回目)については、原則として住民票所在地の市町村の接種会場で受けていただくことになります(薬局に接種日時・場所を指定されたり、県薬剤師会での接種対象者のとりまとめ等はありません。)
- ◎接種時期の前に、市町村から「接種券」と「接種のお知らせ」が届きますので、接種が受けられる医療機関や接種会場を市町村からの案内でご確認いただき、ご自分で予約等を行うようにしてください。
- ◎なお、病院に勤務する職員で自院接種を行う場合や、市町村によっては薬局等が所在する市町村で接種を受けられる場合もありますので、それぞれご確認ください。

<参考>

新型コロナワクチン追加接種の前倒し(接種間隔の短縮)について

- 新たな変異株の発生の状況等を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たず、追加接種を実施。(令和3年12月17日付け厚生労働省事務連絡)
- 前倒し接種の対象者及び接種時期 ①初回接種から6か月以上経過している者のうち、
・医療従事者等 ・高齢者施設等の入所者及び従事者 ・通所サービス事業所の利用者及び従事者 ・病院又は有床診療所の入院患者 ⇒「医療従事者等」及び「高齢者施設等の入所者及び従事者」への接種を優先し、以降は接種体制が整った上で、順次開始 ②上記を除く高齢者のうち、初回接種から7か月以上経過している者 ⇒令和4年2月以降開始 ○本県の接種スケジュール(予定) ・医療従事者等 : 令和3年12月～

（接種間隔 6 か月） ・ 高齢者施設等の入所者・従事者等：令和 4 年 1 月～（接種間隔 6 か月） ・ 病院又は有床診療所の入院患者：令和 4 年 1 月～（接種間隔 6 か月） ・ その他の高齢者：令和 4 年 2 月～（接種間隔 7 か月） ・ 一般県民：令和 4 年 3 月～（接種間隔 8 か月） ※各市町村に対し、追加接種の前倒しが円滑に実施できるよう、接種計画の見直しを依頼。

（令和 3 年 12 月 24 日開催_第 35 回対策協議会・第 47 回本部員会議資料から）